

○司法解剖に係る死体検案書料公費支出制度の実施について

(令和2年12月22日例規第30号)

[沿革] 令和5年5月例規第15号改正

この度、司法解剖に係る死体検案書料の公費による支出（以下「公費支出」という。）について下記のとおり定め、令和3年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この制度は、被害者の司法解剖に係る死体検案書料を公費により支出することにより、被害者の遺族の経済的な負担を軽減するとともに、捜査活動への理解と協力の確保を図ろうとするものである。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為
- (2) 被害者 犯罪行為により不慮の死を遂げた者
- (3) 死体検案書料 死体検案書の作成に係る経費（検案料を含む。）

3 支出額

死体検案書料1通分とする。

4 支出基準

司法解剖に係る死体検案書料を公費により支出することができるのは、司法解剖その他捜査の結果、犯罪行為により不慮の死を遂げたことが判明している場合で、次のいずれにも該当しないときに限る。

- (1) 被害者の遺族が公費支出を希望しないとき。
- (2) 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (3) 被害の状況その他死体検案書料を公費により支出することが社会通念上適切でない認められるとき。

5 請求権者

死体検案書料を請求することができる者は、被害者の遺族又は当該被害者の司法解剖を行った医療機関（以下「医療機関」という。）とする。

6 支出手続

(1) 支出の決定

ア 交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）は、被害者の司法解剖を実施したときは、交通部高速道路交通警察隊の中隊長若しくは分駐隊長又は警察署の事件担当課長（以下「事件担当課長等」という。）をして、死体検案書料支出検討・決定票（別記様式1）を作成させるものとする。

イ 署長等は、4の支出基準に照らし、公費支出の適否を決定するものとする。

ウ 署長等は、公費支出の判断に疑義が生じたときは、警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）に照会を行うものとする。

(2) 被害者の遺族及び医療機関への説明

署長等は、公費支出を決定したときは、事件担当課長等をして、被害者の遺族及び医療機関に対し、制度の趣旨及び請求に係る手続を説明させるものとする。

(3) 請求及び支出

ア 警察署長は、医療機関から当該医療機関所定の請求書又は死体検案書料請求書（医療機関用）（別記様式2）により死体検案書料の請求を受けたときは、当該医療機関が指定する金融機関の口座に死体検案書料を振り込むものとする。ただし、被害者の遺族が既に死体検案書料の支払を終えているときは、被害者の遺族から医療機関が発行した領収書を添付した死体検案書料請求書（別記様式3）により請求を受け、被害者の遺族が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

イ アの規定は、交通部高速道路交通警察隊長を経由して警務部会計課長が死体検案書料の請求を受けた場合について準用する。

7 報告

署長等は、死体検案書料を公費により支出したときは、速やかに死体検案書料支出報告書（別記様式4）により、県民サービス課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

別記様式1（6関係）

署長	副署長	警務課長	係長	係	事件担当課長	担当者
年 月 日						
<p>死体検案書料支出検討・決定票</p> <p>死体検案書料の公費による支出について、次のとおり決定してよろしいか。</p>						
事件名						
発生年月日	年 月 日		解剖年月日	年 月 日		
被害者 (死者)	住所					
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)		
支出要件	<p><input type="checkbox"/> 司法解剖その他捜査の結果、犯罪行為により不慮の死を遂げたことが判明している。</p> <p>〔 犯罪行為とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文【緊急避難】、第39条第1項【心神喪失】又は第41条【責任年齢】の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条【正当行為】又は第36条第1項【正当防衛】の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。 〕</p> <p><input type="checkbox"/> 被害者の遺族が公費支出を希望している。</p> <p><input type="checkbox"/> 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 死体検案書料を公費により支出することが社会通念上適切であると認められる。</p>					
支出の適否	<input type="checkbox"/> 適（支出要件に全て該当） <input type="checkbox"/> 否					
参考事項						

備考

- 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
- 2 該当する項目の□に✓を付すこと。
- 3 参考事項欄は、支出の適否を「否」とする理由その他支出の適否の判断に必要な事項を記載すること。

死体検案書料請求書 (医療機関用)

年 月 日

警察署長 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

(担当者)

電話番号

氏名 生年月日 年 月 日

の死体検案書料 (1 通分) として次のとおり請求します。

請求金額 円

※ 請求金額は、検案料及び消費税を含みます。

< 振込指定口座 >

金融機関名											
支店名											
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金										
口座番号 (右詰め)											
口座名義人 (カタカナ)											

備考 交通部高速道路交通警察隊を経由して請求する場合の宛先は、「奈良県警察本部警務部会計課長」と記載してください。

死体検案書料請求書

年 月 日

警察署長 殿

住所

氏名

印

電話番号

被害者との続柄

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日
 の死体検案書料 (1 通分) として次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

※ 請求金額は、検案料及び消費税を含みます。

< 振込指定口座 >

金融機関名													
支店名													
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金		<input type="checkbox"/> 当座預金										
口座番号 (右詰め)													
口座名義人 (カタカナ)													

備考

- 1 交通部高速道路交通警察隊を經由して請求する場合の宛先は、「奈良県警察本部警務部会計課長」と記載してください。
- 2 請求する際は、医療機関が発行した領収書を添付してください。

別記様式4（7関係）

F.No.	—
保存期間	(. . . まで保存)

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

高速道路交通警察隊長
警察署長

死体検案書料支出報告書

事 件 名	
発生年月日	年 月 日
解剖年月日	年 月 日
被 害 者 (死 者)	住所 職業 氏名 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 年 月 日 (歳)
解 剖 実 施 医 療 機 関	所在地 名称
支出年月日	年 月 日
支 出 先	<input type="checkbox"/> 解剖実施医療機関 <input type="checkbox"/> 被害者の遺族 住所 氏名 被害者との続柄
支 出 額	円 (死体検案書料1通分)
参 考 事 項	

備考 該当する項目の□に✓を付すこと。